

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成28年度第4回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成29年1月11日（水） 午後1時30分 から 午後2時10分 まで
開 催 場 所	委員会室（市役所5階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、田代 芳久 保険医代表 三條 治、千竈 学 公益代表 宮崎 文永、靱山 敏夫、沖野 清子、村野 好夫 被用者保険代表 榎本 浩幸 欠席者：田中 洋子、濱浦 雪代、指田 登生、北條 泰輔 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課主査（国保給付グループ、国保税グループ）、保険年金課主事（国保税グループ）
報 告 事 項	第3回会議録について
議 題	(1) 諮問事項に対する答申について 平成29年度国民健康保険税率等について（答申） (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 第3回会議録 ・ 資料2 平成29年度国民健康保険税率等について（答申）（案） ・ 資料3 国民健康保険に係る平成29年度税制改正について ・ 資料4 高額療養費制度及び入院時生活療養費の見直し内容について ・ 資料5 「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果について
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1)： 本協議会としての答申を決定とする。なお、字句、数字その他の修正については会長に委任する。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	<b>報告事項 第3回会議録について</b> <b>【事務局説明要旨】</b> （保険年金課長） 事前に出席者に確認したところ、修正意見等がなかったため、会議録署名委員に署名をしていただいた。  <b>【質疑・意見等】</b> （会長） 質疑等はあるか。  （委員） 質疑なし。  <b>議題（1）諮問事項に対する答申について</b> <b>平成29年度国民健康保険税率等について（答申）</b> （会長） 議題（1）「平成29年度国民健康保険税率等について（答申）」について、事務局から説明をお願いする。

**【事務局説明要旨】**

(保険年金課長)

(はじめに 1頁)

本協議会は、市長から諮問があった「平成29年度国民健康保険税率等について」(平成28年10月11日付武第1178号)を、計4回にわたって調査・検討を行った。

十分に審議を行った結果、平成29年度に改定すべき国民健康保険税率等について、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

今回の税率改定については前年度の答申を受け、一般会計からの法定外繰入金を段階的に解消していくことを目標とする。

(基本的事項における現状 2頁1-(1))

市人口に占める被保険者数については、平成26年度と比較し、引き続き減少傾向が続いている。また、平成28年10月からは被用者保険の適用拡大の制度改正が行われたため、更なる減少が進むことが予想される。しかし、被保険者に占める前期高齢者(65歳から74歳まで)の割合は、平成27年度には34.6%となっており、被保険者の高齢化の進展が続いている。

(決算状況の推移について 2頁1-(2))

被保険者数の減少、特に現役世代等中間所得層が被用者保険に加入することにより、国民健康保険税は減少し、△5.0%となっている。反対に、保険給付費は、被保険者の高齢化、医療の高度化等により0.5%増加し、収支の伸び率に不均衡が見られる。一般会計からの法定外繰入金は、平成26年度と比較すると、後期高齢者支援金、介護納付金等の減少、保険財政共同安定化事業等の影響により若干減少しているものの、引き続き多額の繰入金に依存している状況となっている。

なお、現年度分の収納率は、現年度未納者に対する早期の電話催告、口座振替の推進等の収納率向上対策により、0.5ポイントの増となっている。

(平成27年度決算における多摩地区26市での比較 3頁2)

多摩地区26市で比較すると医療費、特に前期高齢者である65歳以上の一人当たり医療費が高い状況にあり、また、一人当たり総所得金額等及び調定額が最低である。

(国民健康保険税率等の状況 3頁3-(1))

本市の税率等の状況は、平成27年度に本協議会が答申した内容を基に平成28年度に改定し、多摩地区26市平均と大きな差が生じているとは言えない水準になっている。なお、賦課方式については、平成27年度と比較し、資産割については3市、平等割については2市が廃止としており、引き続き所得割及び均等割の2方式課税に向けた動きが進展している。

(本市の平成27年度決算における課税額の状況 4頁3-(2))

基礎分、後期支援金分、介護納付金分の課税額に対し、本来税で賄うべきとされる標準課税額を比較し、基礎分758,367千円、後期支援金分244,456千円、介護納付金分80,027千円の不足額になっている。

(平成27年度決算における応能・応益割合 4頁3-(3))

後期支援金分と介護分についてはおおよそ50:50に近づいてはいるが、基礎分については未だ67:33と乖離している。

(平成30年度からの国民健康保険制度改革 5頁)

平成27年5月29日に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するため

の国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から、財政運営の責任主体を都道府県とする制度改正、いわゆる都道府県化が行われる。

平成30年度以後は、市が、医療費、所得、被保険者の年齢構成等に応じて算定される「国民健康保険事業費納付金」を東京都に納めることとなり、この納付金を賄うための「標準保険料率」が示される。

現在、「国民健康保険事業費納付金」の試算がされており、今年度中には試算結果が示され、試算結果に基づく「標準保険料率」が示される予定とのことである。

1月に出る予定の試算結果がまだ出ていないが、昨年度の答申を受け継いで繰入金を減少させていく目的のもとに進めていきたい。

**【質疑・意見等】**

(会長)

ここまでで質疑等はあるか。

(委員)

質疑等なし。

(会長)

質疑等なしと認める。事務局から引き続きの説明をお願いする。

**【事務局説明要旨】**

(保険年金課課長)

(平成29年度国民健康保険税率等について 6頁1)

平成29年度国民健康保険税率等における基本的な考え方

平成27年度の答申による基本方針に基づき、5年間で繰入金を当初の答申当時の半分の額、575,000千円程度を解消することを目標としている。基本方針は、次のとおりとしている。

- 1億1,500万円程度課税額を増額させる。
- 各課税項目における応能・応益割合を法定標準割合(50:50)に近づける。
- 都道府県化を見据え、資産割・平等割を段階的に引き下げる。

(平成29年度国民健康保険税率等 6頁2)

上記の基本方針に基づき、各課税項目について試算をした結果、改定税率等については、基礎分について、所得割5.20%、資産割5.00%、均等割24,000円、平等割2,600円、限度額540,000円とし、応能・応益割合は59:41となる。

基礎分については、応能・応益割合の是正を行いつつ、不足額を減少させる改定とするものの、低所得者に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

なお、資産割及び平等割については、段階的に引き下げるのが適当と考えるが、平成30年度の都道府県化に向け、2方式課税とする自治体が増えることが見込まれ、他自治体との保険料比較、適正な住民負担の見える化の観点からも、廃止の方向で検討すべきと考える。

後期支援金分については、所得割1.68%、均等割11,200円、限度額190,000円とし、応能・応益割合は50:50となる。後期支援金分については、応能・応益割合の均衡は取れているため、段階的な不足額の解消に向けた改定とする。

介護納付金分については、所得割1.60%、均等割14,600円、限度額160,000円とし、応能・応益割合は51:49となる。介護納付金分については、応能・応益割合の均衡は取れているため、段階的な不足額の解消に向けた改定とする。

(多子世帯の均等割保険税の軽減策について 7頁3)

本協議会では、毎年度計画的に国民健康保険税率等を改定することが適当と答申をしているところであるが、一方で、改定により均等割が増額されていく中、多子世帯における負担についても考慮すべきであるとの考えから、軽減策を実施できないかについて検討した。

(多子世帯軽減を実施した場合の影響 7頁3-(1))

基礎分均等割額24,000円から24,400円、後期支援金分均等割額11,200円から11,400円、対象世帯が270世帯、軽減総額12,673,200円となり、全体的に均等割額が上がるという結果が見込まれた。

(多子世帯軽減を実施する上での法的課題 8頁3-(2))

子供の人数によって被保険者均等割額を変更する取扱いはできないものとされているということを前回事務局から説明をさせていただいた。現在、全国知事会において国に対して要望していること、また、法的な課題等があること等に鑑み、国の責任において法整備を図ることが必要であり、その際に再度検討すべきであるとの結論に至った。

(今後の国民健康保険税率等改定の方向性 8頁4)

平成29年度に改定すべき税率等については、前述のとおりであるが、平成30年度の都道府県化の際には、財政運営の考え方が大きく変わるため、平成29年度中に示される「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」を参考にし、再度、本市国民健康保険財政の健全化に向けた税率等改定の考え方を抜本的に見直すこととされたい。

(おわりに 9頁)

本市の国民健康保険財政については、一般会計からの多額の法定外繰入金に依存し、収支の均衡を保ってきた経緯があるが、市全体としての財政状況が厳しい折、今までどおりの法定外繰入金を期待することは困難な状況であることから、国民健康保険財政の健全化を図る必要があると考え、平成27年度に財政健全化策について答申したところである。

市としては、本協議会からの答申に基づき、毎年度計画的に税率等改定を行うこととし、平成28年度に税率等改定を行ったところである。今回、本協議会としては、平成30年度からの国民健康保険制度改革、いわゆる都道府県化が行われた際の市の負担等を考慮し、税率等について検討すべきと考えたが、現在、国、地方等において制度改革の実施に向けた協議が進められているところであるため、平成29年度の税率については、平成27年度に定めた基本方針に基づき改定することが適当であると考え、今回の答申を行うものである。

以上が答申の内容である。

**【質疑・意見等】**

(会長)

説明について意見・質疑等はあるか。

(委員)

質疑なし。

**【集約】**

(会長)

質疑なしと認める。それでは本協議会としての答申を決定とする。なお、字句、数字その他の修正については会長に委任していただきたい。これに異議等は

あるか。

(委員)  
異議なし。

(会長)  
異議なしと認める。後日答申書を作成し、市長に提出を行う。

## 議題（２）「その他」について

(会長)  
議題２「その他」について事務局から何かあるか。

(保険年金課長)  
特にない。

(会長)  
議題については、以上とする。

## その他 今後予定されている国民健康保険制度改正について

(会長)  
事務局から説明をお願いする。

### 【事務局説明要旨】

(保険年金課長)  
それでは、平成２９年度以後に予定されている国民健康保険に係る制度改正についての状況を説明させていただきます。

(国民健康保険に係る平成２９年度税制改正について)

平成２８年１２月２２日に平成２９年度税制改正の大綱が閣議決定された。国民健康保険関係の概略について、

- １ 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
  - ① ５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について被保険者の数に乘すべき金額を現行の２６．５万円から２７万円に引き上げる。
  - ② ２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行４８万円から４９万円に引き上げる
- ２ 国民健康保険法等の改正により国民健康保険制度の見直しが行われることに伴い、国民健康保険税について、市町村が国民健康保険事業納付金の納付に要する費用等に充てるために徴収する等の措置を講ずる。

(高額療養費制度の見直しについて)

概要としては、高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払いされる制度。

見直し内容としては段階を踏んでの自己負担額の引き上げになるが、現役並み所得者については現行の７０歳以上で、現行の４４，４００円から５７，６００円に引き上げられる。一般については現行の外來１２，０００円から１４，０００円、年間の上限は１４４，０００円に、入院を含む限度額４４，４００円から５７，６００円となっている。

平成３０年の８月からは更に引き上げられ、現役並みについては現在の７０歳

以下の限度額と同じになる。また、一般については、外来が18,000円に引き上げられている。住民税非課税の方についての変更はない。

(高額介護合算療養費制度の見直しについて)

概要としては、高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額な場合に、更に負担を軽減する制度。

見直し内容として、現役並み所得者については現役世代と同様に細分化した上で限度額を引き上げる。一般区分については限度額を据え置く。

最終的には70歳未満の形に近いところまで持っていくとのこと。

(入院時の居住費の見直し)

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとする。ただし、難病患者については居住費の負担を求めないとされている。現行の65歳以上の医療療養病床の区分Ⅰの負担額320円が、平成29年の10月から370円になっている。医療区分Ⅱ・Ⅲの負担区分0円だったものを平成29年10月から200円、平成30年4月から370円へと引き上げる。難病患者については引き上げない。

(「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく子ども医療助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果について)

地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置について見直すことになった。見直しの内容としては、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととする。なお、見直しにより生じた財源については、各自治体において、更なる医療費助成の拡大ではなく他の少子化対策の拡充に充てることを求めるものとする。

以上が国民健康保険に係る制度改正により変更が行われる予定のものである。

**【質疑・意見等】**

(会長)

委員から何か質疑等あるか。

(委員)

資料3の項番2の「市町村が国民健康保険事業納付金の納付に要する費用等に充てるために徴収する等の措置を講ずる」とはどういう意味なのか。

(保険年金課長)

平成30年度から都道府県化になり、保険給付費についての額を東京都が支払うということになっている。そのための必要な費用を納付金として各自治体が東京都に納付するためのものである。本来の国民健康保険税は各市町村が徴収していたが、今後は東京都に納付するということに変える措置である。

(委員)

もう一度説明をお願いします。

(保険年金課主査)

現在は地方税法により、国民健康保険税は保険給付費に必要な費用から国等からの負担金を差し引いた部分について賦課徴収するものという規定になっているが、平成30年度以降は保険給付費をベースにするのではなく、都道府県に納める納付金のために賦課徴収するという形で法律の内容を変える必要がある、という

意味である。

(会長)

先ほど「保険税」と言ったが、「保険料」に統一されるのか。

(保険年金課主査)

統一はされない。各自治体で保険料、保険税どちらかを採用する。

(会長)

すると本市は「保険税」で変わらないということで良いのか。

(保険年金課主査)

そのとおりである。

(委員)

医療費の支払いについては東京都が行い、市町村は納付事務、保険料を徴収する部分だけ行うのか。

(保険年金課主査)

あくまで医療費の支払いについては、現時点では市町村が歳出の予算に計上して行うということに平成30年度以後もなっている。ただし、医療費の全額については東京都から交付金として同額が市町村に交付されるというような内容になっている。具体的な事務の進め方については協議をしている最中ということで一部案として、東京都が交付金として出すのではなく、東京都が医療機関に直接支払うやり方も検討されている。

(委員)

つまり東京都が立替え払いをするという考え方でいいのか。一時的に東京都に医療費分を出してもらい、その分を市が保険税として賦課徴収するという考え方でいいのか。

(保険年金課長)

概ねそのように考えて問題ない。

(会長)

他に質疑等あるか。

(委員)

子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整の見直しについて、未就学児に対する医療費助成について減額調整措置は行わないとしているが、本市であれば未就学児以外に対しても医療費助成を行っている。この場合に、見直しの対象になるのか。

(保険年金課長)

本市は就学児まで支援を行っており、減額調整の見直しについては未就学児までは対象になる。就学児に対する部分は、引き続き減額調整される。

(委員)

自治体の少子化対策として見直すものであるなら、就学児も含めて減額調整措置をしないべきである。未就学児のみでは不十分である。

(会長)

他に質疑等あるか。

	(委員) 質疑なし。  (会長) 事務局においては制度改正に遺漏がないよう対応をお願いする。 これにて、平成28年度第4回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )	傍聴者： <u>0</u> 人
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等： )
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

庶務担当課	市民部 保険年金課 (内線：132)
-------	--------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名し捺印する。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

被保険者代表委員 \_\_\_\_\_ 印

保険医等代表委員 \_\_\_\_\_ 印

公益代表委員 \_\_\_\_\_ 印